

## ○創価大学通信教育部介護等体験規程

令和2年3月26日規程第524号

(目的)

第1条 この規程は、通信教育部における介護等体験（以下「体験」という。）に関し、体験を実施する学生に必要な事項を定める。

(体験学校・施設)

第2条 体験を行う学校・施設については、学生が希望する都道府県の社会福祉協議会（または体験を実施する所管組織）および教育委員会からの配当および承諾を得た上で、本学学長が決定する。

(体験の実施日程)

第3条 体験の実施日程は特段の事情のない限り、体験学校・施設の指定に従うこととし、体験学校・施設から書面をもって指定された期間とする。

(介護等体験申請)

第4条 体験を行う学生は、体験希望前年度に申請手続を行わなければならない。

(実施資格)

第5条 体験を実施することができる学生は、次の各号に掲げる条件を満たしている者とする。

- (1) 教職に就く意志のある者
- (2) 学校や施設における現場での教育活動を妨げるおそれのない者
- (3) 体験に関する手続書類を全て提出し、本学の教職員の指導に従う者
- (4) 体験前年度までに原則として介護等体験事前講義を受講している者
- (5) 教育職員免許法第五条第一項各号に該当しない者

(学生の義務)

第6条 学生は、体験に取り組む際は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 体験を行う学校や施設の校則及び規則等を遵守し、その方針を理解し、秩序を乱したり、幼児、児童、生徒及び利用者の人格を傷つけることがないように、注意を払わなければならない。
- (2) 体験を行う学校や施設の長、及びその他の教職員の指示に従わなければならない。
- (3) 教師を志す学生としての本分を忘れず、その態度、服装及び言動に注意しなければならない。
- (4) 体験により知り得た幼児、児童、生徒、利用者及び教職員の個人情報については、体験中はもちろんのこと、体験後であっても第三者に漏らしてはならない。

2 前項の規定に違反した場合または違反するおそれがある場合は、直ちに体験の中止を命ずることがある。また本学を通じての体験を以後不許可とすることがある。

(実施条件の審査)

第7条 第4条の体験申請を行った学生について、第5条の実施資格の審査を通信教育部教育実習委員会（以下「教育実習委員会」という。）が行う。

（体験の許可）

第8条 前条の審査の結果について、教育実習委員会は教職課程運営委員会に報告をしなければならない。教職課程運営委員会はその報告に基づき、体験の許可、不許可を決定する。

2 体験を申請した学生に第5条所定の実施資格不備または第6条所定の義務違反が認められたとき、教職課程運営委員会は、体験を不許可とすることができ、また既にした許可を取り消すことができる。

（介護等体験事前講義）

第9条 体験を行う学生は、通信教育部が定める介護等体験事前講義を受講しなければならない。

（日程変更・辞退）

第10条 体験の日程変更及び辞退は、原則として認めない。ただし、止むを得ない事情で日程変更及び辞退する場合には、別に定める介護等体験辞退届（日程変更希望届）を通信教育部教務課に提出するものとする。

2 体験の日程変更及び辞退に係る体験施設、学校との連絡・調整は、本学が行う。

（その他）

第11条 体験の事務は、通信教育部教務課が行う。

附 則（令和2年3月26日規程第524号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。